

財務省委嘱調査

対内直接投資自由化に係る日本の経験と
日本からの対外直接投資の現状等に関する調査

報告書

平成 17 年 5 月

NIKKEI-R

株式会社日経リサーチ

「本調査は株式会社日経リサーチが財務省の委嘱により実施したものであり、本報告書の文責は株式会社日経リサーチに帰するものである」

目次

本報告書の要約	1
第1部 対日直接投資自由化の歴史(1950年代から1980年代まで)	3
第1章 OECD加盟(1964年)までの動向～産業保護時代～	3
(1)外国為替及び外国貿易法(外為法)・外資に関する法律(外資法)成立(1950年)から 貿易・為替自由化大綱成立(1960年)まで	3
1)外為法と、外為法の特別法である「外資法」成立(1950年)およびその段階的改正 ..	3
2)1950年～1960年当時の外資系企業の進出状況	4
3)1950年～1960年当時の日本の貿易の状況	4
(2)貿易・為替自由化大綱成立(1960年)から OECD加盟(1964年)まで	4
1)1960年～1964年当時の外資導入に関する政府・大蔵省の方針	4
2)1960年～1964年当時の外資系企業の進出状況	5
第2章 OECD加盟から外資法廃止(外為法への統合、1980年)までの動向 ～規制緩和時代の外資の導入とその背景～	6
(1)IMF8条国移行、OECD加盟、およびそれに対する政策的対処	6
(2)1967年以降の資本(対内直接投資)自由化の経緯	6
(1967年第1次資本自由化～1973年第5次資本自由化)	
(3)1964年～1980年当時の外資系企業の進出状況	7
1)業種別分析	7
2)国・地域別分析	7
(4)1964年～1980年当時の日本の貿易の状況	8
第3章 外資法廃止以降(1989年までの約10年間)の動向 ～自由化時代の外資の導入とその背景～	8
(1)外為法改正(1979年)と、対日直接投資促進施策	8
(2)1980年～1989年当時の外資系企業の進出状況	9
1)1980年代前半の外資系企業の進出状況(時系列分析)	9
2)1980年代後半の外資系企業の進出状況(時系列分析)	10
3)1980年代全体の外資系企業の進出状況(マクロ的視点)	11

第4章 対日直接投資自由化の歴史の補足説明	11
(1)対日直接投資のマクロの動向に関する補足説明	11
(2)1960年代から1980年代までの対日直接投資の推移(業種別)に関する補足説明	11
(3)1960年代から1980年代までの対日直接投資の推移(地域別)に関する補足説明	12
第2章 対日直接投資自由化の経験から得られる知見と、対外直接投資の 視点に立った知見	13
第1章 「順序づけ(sequencing)」およびフレキシブルな対応の重要性	13
第2章 直接投資受入れによる受入国の産業の発展の可能性	14
(1)高度な技術、高い生産効率性の受け入れという視点	14
(2)受入国の特定産業の強化・発展という視点	15
(3)直接投資受入れによる受入国の産業の発展に関する提言	16
第3章 直接投資受入れによる受入国の投資・貿易の拡大および高度化	16
(1)直接投資受入れによる受入国の投資・貿易の高度化という視点	16
(2)直接投資受入れによる受入国の貿易の拡大および高度化という視点	17
(3)直接投資受入れによる受入国の投資・貿易の拡大および高度化に関する提言	19
第4章 直接投資誘致政策の具体例とその有効性の検証	19
(1)直接投資誘致政策の事例紹介とその有効性の検証	19
(2)直接投資誘致政策に関する提言	21
参考文献	23

本報告書の要約

第1部および第2部の要約は以下の通りである。

第1部では、外為法・外資法成立(1950年)からOECD加盟(1964年)を経て、外為法改正(外資法廃止)(1980年)に到る対日直接投資の歴史的流れを俯瞰した。

「OECD加盟(1964年)までの動向～産業保護時代～」、「OECD加盟から外資法廃止(外為法への統合、1980年)までの動向～規制緩和時代の外資の導入とその背景～」、「外資法廃止以降(1989年までの約10年間)の動向～自由化時代の外資の導入とその背景～」の時系列分析を行い、対日直接投資が1970年前後から本格化し、1980年代に入り急速に増加。製造業が中心だったものが非製造業に広がりを見せ、米国資本中心だったものが欧州資本、その他の地域の資本に広がった経緯を、その時点ごとの政府の方針、対策などと照らしながら整理した。

この分析・整理により、政府の方針、対策などの詳細とその背景、効用が明らかになった。

例えば、1967年から1973年までの5回にわたった「資本の自由化」が、1960年代のIMF8条国移行、OECD加盟などの国際情勢の変化、貿易黒字の急増、世界第2の経済大国達成などの経済状況の変化を踏まえ、「対日直接投資自由化促進」のスタンスを明確にした上で行われたこと、また、この「資本の自由化」が国内産業の発展状況・競争力をかんがみ、各産業を第1類自由化業種、第2類自由化業種に分類、最重要産業の1つであった自動車産業は別枠で対応するなど、フレキシブルかつ、きめ細かい方法で行われたことが明確になった。

また、この「資本の自由化」の効果は顕著であり、製造業では、「資本自由化」前(1961年度～1965年度の5年間累計)の外資系企業の進出状況1億6800万ドルに比べ、「資本自由化」後(1976年度～1980年度同計)は10億9200万ドル、非製造業では、「資本自由化」前(1961年度～1965年度同計)の1200万ドルに比べ、「資本自由化」後(1976年～1980年度同計)は3億8700万ドルと、いずれも急増。投資元についても、米国資本が首位であることに変化はないが、「資本の自由化」後は、欧州資本も増加、アジア地域からの投資も散見されるなど多様化が進んでいるとの分析結果が得られた。

第2部では、第1部の対日直接投資の歴史的経緯から得られる知見をまとめるとともに、日本の対外直接投資の分析から得られた知見を整理した。

対外直接投資の分析は、1970年代の規制緩和時代以降、2003年までの産業別トレンド、地域別トレンドの整理、主要な製造業における事例、直接投資受入国の状況、日本の現地生産の推移、中国へのシフトなど日本を取り巻く貿易・経済構造の変化をまとめる形で行った。

対日直接投資の歴史的経緯から得られる知見としては、「順序づけ(sequencing)」およびフレキシブルな対応の重要性が挙げられる。日本の資本自由化は、政府レベルでの「対内直接投資自由化」の枠組みに基づいて、各時点での経済情勢を判断しつつ、フレキシブルかつ段階的に実践され、1980年代の対日直接投資の増加に結びついた。

日本の対外直接投資も対日直接投資と同様に、1970年前後に始まり、1980年代に入り急速に

増加し、非製造業が中心だったものが製造業に広がりを見せ、米国中心だったものが欧州その他の地域にも広がった。

この対外直接投資の分析から得られる知見として「直接投資受入れによる受入国の産業の発展の可能性」が第一に挙げられる。直接投資受入国は、高度な技術、高い生産効率などを優良な外国企業などから受け入れることになり、特定産業を強化し産業を発展させる可能性を得ることができる。

第二に「直接投資受入れによる受入国の投資・貿易の拡大および高度化」が挙げられる。直接投資受入国は外貨準備高を増大させ、国際収支を安定化させ、短期資金の流出入によるリスクを軽減させることができる。同時に、直接投資により建設された現地工場で生産した製品が、その生産性の高まりにより、現地市場での販売から海外にも輸出され、結果、直接投資国からの材料・部品輸入と海外への部品・製品輸出が増加することになり、貿易を拡大させる。また、それらの蓄積により低付加価値工業製品の輸出から、次第に高付加価値工業製品の輸出へと移行していき、貿易の質を高度化させることが可能になる。

第三に「直接投資誘致政策の有効性」が挙げられる。日本の対外直接投資の急速な増加の背景には各国の投資誘致策があり、直接投資誘致策やPR活動は、かなりの効果が出ている。また、非製造業の誘致や電機、輸送機以外の製造業の誘致も視野に入れるなど、誘致競争においては各国の特色・強みを活かした工夫も必要と考えられる。

直接投資受入れのメリットは明確であり、各国・地域ともに適切と考えられる「順序」で資本自由化に前向きに取り組むことに大きな意味がある。同時に、すでに欧米諸国、日本などの先進国においては、優良な外資系企業などからの資金流入は競争の時代に入っているため、自国・地域を外資系企業などにとって魅力ある市場としていく努力が望まれる。

日本の対内直接投資の歴史や対外直接投資の分析による知見は、国・地域によって資本自由化の進展状況が異なるなどの状況を踏まえれば、汎用的なものにとらえることはできないが、今後、日本と同様にグローバル経済の中核としての責任を担うであろうAPEC新興市場エコノミーにとって参考になると考えられる。

第1部 対日直接投資自由化に関する歴史(1950年代から1980年代まで)

日本は、1960年の「貿易・為替自由化計画大綱」決定後、1963年には輸入自由化率[輸入総額に占める、自由化(輸入数量制限撤廃)品目の割合]92%を達成し欧米の水準に至った。その後、1964年にIMF8条国への移行、ほぼ同時期のOECDへの加盟と名実ともに開放経済体制をとることになる。以下では、外為法・外資法成立(1950年)からOECD加盟(1964年)を経て、外為法改正(外資法廃止)(1980年)に至る歴史的流れを俯瞰するとともに、導き出される知見の検証も行う。

具体的には、第1章で「OECD加盟(1964年)までの動向～産業保護時代～」、第2章で「OECD加盟から外資法廃止(外為法への統合、1980年)までの動向～規制緩和時代の外資の導入とその背景～」、第3章で「外資法廃止以降(1989年までの約10年間)の動向～自由化時代の外資の導入とその背景～」に関する詳細な分析を行った後、第4章で補足説明を行う。

第1章 OECD加盟(1964年)までの動向～産業保護時代～

(1)外国為替及び外国貿易法(外為法)・外資に関する法律(外資法)成立(1950年)から貿易為替自由化大綱成立(1960年)まで

1)外為法と、外為法の特別法である「外資法」成立(1950年およびその段階的改正

為替・資本取引は、1949年12月に公布された外為法と外為法の特別法である「外資法」(1950年5月公布)ならびに関連政省令等により統一的に管理・規制された。この当時の日本の政策課題は、戦後復興のための外資導入による成長資金の確保にあり、外貨の流出を極力抑える必要があった。

この時期の為替・資本取引規制の特徴は、以下の3点にまとめられる。

輸入に係る外貨予算制度の採用

外為法3条に基づき設置された閣僚審議会において、輸入品目または項目別、支払い通貨別に予算金額を定め、対外支払いの規制を行った。(1950年～1964年)

「原則禁止、例外自由」の仕組みを採用

外国為替・資本取引を原則的に禁止した上で、政省令で禁止を解除するなど個別に許可や認可を与える仕組みをとった。

外貨の政府への全面集中制度を採用

外貨取引の政府の把握、コントロールを容易にするため、外貨保有を外為銀行等に限った(1952年)。

1952年の外資法改正では、技術援助と結びつかない社債・貸付金債権も管理・規制の対象とすること、外資系企業による株式または持分の売却代金送金を条件付きの保証とすることお

よび外資系企業による株式の乗り換えの許可に関する改正が行われた。

1957年には、円ベース制度(円ベース株式自由取得制度)実施、特定の外国投資家に対し日本法人の発行済み株式取得の認可(適用国は条約で内国民待遇が規制されている国のみで、インフラ産業・金融・放送等の「制限業種」は対象外)等の改正が行われた。

2)1950年～1960年当時の外資系企業の進出状況

戦後の外資系企業の進出は、外為法、外資法が制定され、我が国経済の自立と健全な発展、国際収支の改善に寄与するとみなされる外国資本の導入について、元本、果実の送金保証が認められた1950年から始まる。

この時期に国内経済の復興の兆しが見え始めたこと、米国系大企業が、自国内における利潤率の低下等の理由により、積極的に海外投資を開始するようになったことがあいまって多数の外資系企業が誕生した。政府の政策の眼目は、優良で長期の外資導入を促進することであり、その目的に合った外資系企業を中心に、米国系資本が多いこと、石油、化学など基幹産業に対するものが大部分であることが特徴として挙げられる。また、すでに外資を導入している会社(既存会社)に対する更なる資本参加という形態が多く、純外資系企業(外国法人または外国人が資本金の全額を出資して設立した企業)は、少数であった。

3)1950年～1960年当時の日本の貿易の状況

1950年以降、日本は国際経済に復帰していくが、そのパフォーマンスをみると、貿易収支は1950年代を通じ基本的に大幅な赤字を計上し、特に1953年～1954年、1957年には外貨準備高急減により引き締め政策を余儀なくされ(いわゆる「国際収支の天井(シーリング)」)、IMF等からの借入れが行われた。

こうした国際収支の脆弱性を反映し、1950年代を通じ輸入について広範な制限(量的制限)が存在し、輸入自由化率は、1956年22%、1958年33%にとどまっていた。

(2)貿易・為替自由化大綱成立(1960年)から OECD 加盟(1964年)まで

1)1960年～1964年当時の外資導入に関する政府・大蔵省の方針

1958年末の西欧諸国通貨との交換性回復、輸出急増による1958年、1959年の貿易収支黒字など、日本の対外ポジションの改善、GATTにおける米国の自由化要請を受け、貿易為替自由化の動きが本格化し、1960年6月に「貿易・為替自由化計画大綱」が決定された。この大綱により、輸入自由化率(1960年4月現在で40%)を、3年後におおむね80%(石油・石炭を自由化した場合にはおおむね90%)に引き上げる目的が示された(1963年8月には輸入自由化率92%を達成し欧米水準並みに)。

この際、政府は為替については経常取引の2年以内の原則自由化との姿勢を示したが、資本取引については「国内経済の発展に悪影響のないよう留意しつつ、逐次、規制を緩和する」

と自由化の具体的内容、時期は明示せず、慎重な姿勢を示していた。

当時の大蔵省為替局の方針は、以下の3点にまとめられる。

基本的な考え方

經常取引の自由化に次いで資本取引の自由化を行う。資本取引は中小企業への影響、株式取得による企業支配の恐れ、金融市場、為替市場の影響などを考慮し漸進的に行う。

借入、技術導入

外資の導入でも、借入金や技術導入を伴うもの場合は、金利負担の軽減、日本の技術進展にもつながることから、受入業種の範囲や契約条件の基準を定めて緩和を図っていく。

株式取得

市場経由等の外国投資家の取得枠の制限および、元本・社債・受益証券等に関する本国送金に関し漸進的に緩和する。

この方針を踏まえ、1960年の外資導入規制緩和が行われた。主な内容は以下の通り。

外国人投資家による株式取得率を制限業種で10%まで(従来は5%まで)、非制限業種で15%まで(従来は8%まで)の引き上げ(外国の投資家が市場から株式を購入する場合、各企業における外国人投資家の保有株式(類型)の上限が定められていた)。

株式元本の送金制限期間を現行の7年間から、2年据置5年分割への短縮。

10万ドル以下の外貨ローンの許可につき、日銀による自動認可へ緩和。

その後も、緩和措置の追加が続き、1962年には株式元本の送金制限期間の6ヵ月への短縮、1963年には株式元本の送金制限の完全撤廃が行われた。元本送金が完全に自由化されるまでは、制限が設けられてから13年を要した。

2)1960年～1964年当時の外資系企業の進出状況

1960年頃には、日本の高度成長は完全に軌道に乗り、日本市場は輸出先としてばかりではなく、その成長可能性により外資企業の投資先としての魅力が急増していた。

この時期に設立された外資系企業の業種は化学、機械、石油(精製および販売)などが中心であったが、それに加えて、食品、繊維、紙・パルプ等、消費材部門への進出も目立つようになった。出資会社の国籍は米国系が多いことには変わりはないが、1959年頃から欧州系企業の進出も多くなった。

1960年頃に生まれた主な外資系企業の特徴は、元本および配当金の対外送金を行わないという前提で外資法による認可を経ずに直接投資を行うことが可能であったため、いわゆる円ベースの会社が多数誕生したことにある。円ベース会社は業種のいかなを問わず自由に設立し得たことから、商業のみならず、製造業分野にも純外資会社が多くつくられた。

第2章 OECD 加盟から外資法廃止(外為法への統合、1980年)までの動向 ～規制緩和時代の外資の導入とその背景～

(1)IMF8条国移行、OECD加盟、およびそれに対する政策的対処

日本は、1964年、IMF8条国に移行、およびOECDに加盟した。その結果、国際収支を理由とした対外送金の規制を原則、行えなくなり、また、米国をはじめ世界各国から以前にも増して資本取引の自由化を迫られることとなった。

諸般の情勢を踏まえ1967年通産省がまとめた対日直接投資自由化対策の重点項目は以下の通り。

外資系企業の進出に伴う国内市場の混乱の防止策の必要性。

国内産業を競争力のある産業に育成し、外資と同等の条件に立たせるための条件整備の必要性。なかでも、外資による経営支配を防止するため必要な資金の融資、債務保証の促進、各企業が安定株主対策を進めやすくする措置の重要性を確認。

同年、対日直接投資に関する最終的な政府の方針は、外資審議会での議論を経て、「対内直接投資等の自由化について」として閣議決定された。その内容は通産省の基本的スタンスにのっとったもので、資本自由化を具体的に進める上での枠組みやスケジュールを示した「自由化措置(Liberalization Measures)」のほか、「わが国企業の競争力を強化し、外資の攪乱的行動を防止する対策」である「自由化対策(Liberalization Countermeasures)」も含まれていた。

(2)1967年以降の資本(対内直接投資)自由化の経緯

(1967年第1次資本自由化～1973年第5次資本自由化)

対日直接投資の自由化(資本自由化)は、1967年の自由化を第1次として1973年の第5次自由化まで6年間かけて行われた。

1967年の第1次資本自由化では、50業種が自由化された(第1類33業種+第2類17業種)。第1類自由化業種とは企業新設に際し外資比率50%まで自動認可。第2類自由化業種は同じく、外資比率100%まで自動認可。第2次、第3次との資本自由化で自由化業種の数は3年半で漸増した。

また、自動車産業に係る自由化は、通常的自由化とは別枠で1971年に行われ、「自動車製造業」「自動車車体または付随車製造業」「自動車部品または付属品製造業」「ピストンリング製造業」「内燃機関電装品製造業」「自動車用電球製造業」の6業種がいずれも第1類自由化業種として指定された。

第5次資本自由化は1973年に行われ、例外5業種を除きすべて第2類(100%自由化)となった。例外5業種のうち「農林水産業」「石油業」「皮革・皮革製品製造業」「店舗数が11を超える小売業」が個別審査の対象業種に、「鋳業」「店舗数が11以下の小売業」が50%自由化業種になった。なお、「電子計算機」「医薬品」など17業種については、2、3年の猶予期間を置いて、これを100%自由化に移行させることが決まった。

(3)1964年～1980年当時の外資系企業の進出状況

1)業種別分析

資本自由化の流れに沿って、製造業、非製造業を合わせた対日直接投資の合計額は、上昇基調で推移している。資本自由化が繰り返された金額ベースでみると、1971年度に1度目のピーク2億5,400万ドル、外為法が全面改正(外資法廃止)された1979年度に2度目のピーク5億2,400万ドルをつけ、その後も上昇トレンドにあった。

製造業の業種別・金額ベースの対内直接投資の推移については、製造業合計で1956年度～1960年度は6,200万ドルだったものが、1961年度～1965年度で1億6,800万ドル、以下、1966年度～1970年度で2億7,100万ドル(前期間比61.3%増)、1971年度～1975年度で6億9,600万ドル(同156.8%増)、1976年度～1980年度で10億9,200万ドル(同56.9%増)と大幅に増加している。1971年度以降は、毎年、1億ドル以上の資金が流入している。1971年度と1979年度の増加が目立つが、前者は自動車自由化によるもので、機械関連業種で1億5,100万ドルの流入となっている。後者は、外資法廃止によるものであり、石油関連業種が突出して大きくなっている。

業種間の比較をすると、電機、自動車を含む機械と、医薬品を含む化学、石油に集中しており紡績、ゴム・皮革製品、食品が非常に少なく、金属、ガラス・土石製品(主としてセメント関連)も少ないことがわかる。

非製造業では全体で1956年度～1960年度は0、1961年度～1965年度で1,200万ドル、以下、1966年度～1970年度で5,000万ドル(前期間比316.7%増)、1971年度～1975年度で2億600万ドル(同312%増)、1976年度～1980年度で3億8,700万ドル(同87.9%増)と伸び率は高いが、水準は製造業に比べ低くなっている。1億ドル以上の資金が流入したのは、製造業に比べ10年近く遅れた1979年の外資法廃止以降である。

業種間の比較をすると、商事貿易業は一定の規模を持ち増加しているが、運輸・通信業、金融・保険業の水準の低さが目につく。

2)国・地域別分析

1966年から1980年の対日直接投資主要国・地域(米、英、西ドイツ、仏、スイス、蘭、香港、チャイニーズ・タイペイ)合計の対日投資額合計20億8,300万ドルのうち、米国系資本によるものが14億ドル以上と7割以上を占めている。これは、各年においてもほぼ同様であり、一貫して米国系資本による対日直接投資は好調といえ、金額面でみても米国1国だけで欧州計の倍以上の水準になっている。米国系と欧州系が対日直接投資の大部分を占めているという傾向が、1970年代半ばまで続いていたが、1970年代後半から香港、チャイニーズ・タイペイによる投資額も増加してきた。欧州の中では、スイス、西ドイツによる投資額が多く、英国によるものは1970年代後半には減少傾向にあった。

各国・地域ごとの水準の違い、傾向の相違はあるものの、基調としては、日本の資本自由化とともに直接投資額は増えてきている。

(4)1964年～1980年当時の日本の貿易の状況

1968年から1972年まで、経常収支黒字幅の拡大から外貨準備高が急増(1968年には、GDPで西独を抜き世界第2の経済大国になった)したが、1ドル=360円の固定相場制を維持していたこともあって、日本の輸出商品の価格競争力は断然強くなっていた。

1968年から1971年まで4年連続で輸出増加率は20%を超え(1967年度106億ドルだったものが、1971年には247億ドルに跳ね上がった)、特に、鉄、自動車、船舶、耐久消費財等の重工業品の輸出の伸びが著しかった。

一方、この時期に米国は国際収支赤字の拡大を懸念し、1971年8月のニクソン・ショックによる緊急的経済政策の断行により、一律10%の輸入課徴金設定、金とドルの交換停止、主要各国への通貨切り下げ要求などを行った。1949年以来、1ドル=360円の固定相場制を維持し実勢価格との乖離も指摘されていた円は、1971年末に1ドル308円に切り上げられ、1973年2月には変動相場制に移行した。

また、1973年10月、1978年12月と2度にわたる石油ショックへの対応も、この時期に求められることとなった。

なお、貿易自由化に関しては、OECD加盟時点の輸入自由化率は93%と欧米の水準に達していたものの、残存輸入制限品目も136を数え、農林水産物をはじめ、乗用車、工作機械、発電機、電算機などの重要工業品も含まれていた。その後、1965年の乗用車自由化、1970年のボイラー、工作機械、発電機の自由化、1971年の自動車エンジン自由化などを経て、1972年には自由化率95%、残存輸入制限品目33品目(農林水産物24品目、工業品9品目)となり、輸入自由化は一段落した。

第3章 外資法廃止以降(1989年までの約10年間)の動向

～自由化時代の外資の導入とその背景～

(1)外為法改正(1979年)と、対日直接投資促進施策

1979年、外為法が全面改正され(新法施行は1980年)、外資法(廃止)を吸収した上で、対外借入れ、対外・対内証券投資を事前届出制とするなど資本取引は「原則禁止」から「原則自由」の体系に大きく変更され、資本自由化が完成した。この外為法改正の概要は以下の通り。

資本取引が原則自由(事前届出制)に変更された(対外借入れ、ポートフォリオ投資としての対外・対内証券投資も事前届出制)。

一定の場合(大量の資金移動、外為相場の急激な変動等を生む場合等)に大蔵大臣が資本取引を許可制にすることができるという規制は残存(有事規制)。

一定の場合(金融市場に悪影響を及ぼす等)、大蔵大臣は当該資本取引の内容の変更・中止を勧告・命令できるという措置は残存(貸付け、対外・対内証券発行、対外・対内直接投資等が対象)。

この全面改正により、対日直接投資自由化を目指す政策的な手当てはほぼ完了したといえ、以後、1980年代においては、対日直接投資誘致施策が積極的にとられるようになった。

1984年には、通商産業省に対日投資円滑化委員会が設置されたほか、日本貿易振興会(JETRO)には産業協力推進本部、産業協力・技術交流センター、中堅・中小企業海外投資促進委員会および対日投資促進委員会が設置されるなど、双方向の投資・技術交流と産業協力推進の体制も整備され、日本開発銀行による融資制度も開始されている。

こうした国レベルでの「対内直接投資促進」の流れを受けて、地域経済の活性化の観点から、地方自治体主導による取り組みも行われた。広域的な取り組みとしては、1982年に北海道、東北、北陸、九州の4地域に外資系企業誘致のための推進協議会が設けられ、1985年には全国組織として「外資系企業誘致連絡会議」が設置された。これらの組織では、国内での立地説明会の開催や海外への投資促進ミッションの派遣といった活動が活発に行われた。さらに、1986年3月には中国地方にも外資系企業誘致連絡会議が発足し、外国企業に対する情報提供事業が開始されている。

(2)1980年～1989年当時の外資系企業の進出状況

1)1980年代前半の外資系企業の進出状況(時系列分析)

1980年度の対日直接投資は、製造業1億8,900万ドル(対前年比55.0%)、非製造業1億1,100万ドル(同6.7%増)、合計3億ドル(同42.7%)となっている。製造業で対前年比大幅なマイナスとなっているのは、1979年度の石油関連大型対日直接投資案件の反動であった。

1981年度の対日直接投資は、製造業2億9,500万ドル(対前年比56.1%増)、非製造業1億3,800万ドル(同24.3%増)、合計4億3,200万ドル(同44.0%増)となっている。これは、外為法の全面改正による対日直接投資に関するアクセサビリティの上昇に起因するものと考えられ、日系企業との合弁会社などに代わり、100%出資の外資系会社の設立が目立つようになった。また、製造業の占める比率が、1980年度、1981年度は、7割を下回り、商事貿易業の増加により非製造業の構成比が高まった。また、サービス業、リース・金融業など非製造業でも規模の大きいものが出現し、国別、地域別では製造業、非製造業ともに米国の企業に比べ欧州、その他の国が目立つようになっている。

1982年度の対日直接投資は、製造業5億1,800万ドル(対前年比75.6%増)、非製造業2億3,100万ドル(同67.4%増)、合計7億4,900万ドル(同73.4%増)、1983年度は、製造業6億1,900万ドル(対前年比19.5%増)、非製造業1億9,400万ドル(同16.0%)、合計8億1,300万ドル(同8.5%増)となっている。この時期は、製造業に関する対日直接投資が好調であり、なかでも、製造業では機械、金属、化学の伸びが大きくなっている。非製造業は、1983年には前年の反動もあり一時的に対前年比マイナスに転じているが、商事貿易業のシェアは20.3%(1982年度)で過去最高を記録するなど増加基調であった。

この時期の特徴として、新規外資系企業(新規に外国資本により設立された会社および新規に外国資本が資本参加した企業)が過去最高を記録したことが挙げられる(1982年度は412社、1983年度は568社)。なお、この新規外資企業の4割以上が商事貿易業となっていた。国別、

地域別ではこの時期は米国系企業のシェアが 50%以上となっているが(1980,1981 年は、30%台)、これは、製造業および商事貿易業での米国系企業による大型案件の増加による。

1984 年度の対日直接投資は、製造業 2 億 7,700 万ドル(対前年比 55.3%)、非製造業 2 億 1,700 万ドル(同 11.9%増)、合計 4 億 9,300 万ドル(同 39.4%)となっており、金額ベースでは対前年比大幅なマイナスとなっているものの、届出件数は、3,685 件と過去最高を記録している。これは、外為法の改正により、対日直接投資のアクセサビリティが増し、大規模でない外資系企業も日本への投資に関心を示し始めたこと、日本の新興企業への関心が高まり外資系ベンチャー・キャピタルの活動が盛んになってきたことによる。

1985 年度の対日直接投資は増加に転じ、製造業 6 億 5,000 万ドル(対前年比 134.7%増)、非製造業 2 億 7,900 万ドル(同 28.6%増)、合計 9 億 3,000 万ドル(同 88.6%増)となっている。

1984 年度、1985 年度から、米国に加え再び欧州系外資系企業の対日直接投資が活発となり、なかでも英国、西ドイツ、スイスなどの投資が急増した。業種別で見ると、この時期には、米国系によるコンピュータおよびコンピュータ・ソフト分野、非製造業では信託銀行、投資顧問分野における対日直接投資が増加している。

2)1980 年代後半の外資系企業の進出状況(時系列分析)

1986 年度の対日直接投資は、製造業 4 億 9,500 万ドル(対前年比 23.8%)、非製造業 4 億 4,300 万ドル(同 58.8%増)、合計 9 億 4,000 万ドル(同 1.1%増)、1987 年度は、製造業 14 億 3,000 万ドル(対前年比 188.9%増)、非製造業 7 億 8,200 万ドル(同 76.5%増)、合計 22 億 1,400 万ドル(同 135.5%増)となっている。1987 年度の対日直接投資に関しては、特に製造業の増加が目立つ。国別では、米国系企業が 9 億 3,800 万ドルと従来の水準の倍近い投資を行っているほか、欧州系企業も全体で 4 億 4,800 万ドルと過去最高の水準を示しており、特にスイスは 1 億 6,900 万ドルと大きな伸びとなっている。業種では機械が圧倒的に多く 11 億 1,000 万ドルと前年比 378.4%増となっている。また、商事貿易業も依然として増加し、1986 年度で 1 億 3,000 万ドル(対前年比 51.2%増)、1987 年度で 2 億 9,100 万ドル(同 123.8%増)となっている。

1988 年度の対日直接投資は、製造業 24 億 2,500 万ドル(対前年比 69.6%増)、非製造業 8 億 1,800 万ドル(同 4.6%増)、合計 32 億 4,300 万ドル(同 46.5%増)、1989 年度は、製造業 11 億 7,200 万ドル(対前年比 51.7%)、非製造業 16 億 8,800 万ドル(同 106.4%増)、合計 28 億 6,000 万ドル(同 11.8%)となっている。1988 年度の製造業の増加は 1987 年度に引き続き高水準となっている。米国が 17 億 7,400 万ドルと 1987 年度に続き、前年に比べ倍近い投資を行っており、機械関連については 1988 年度は前年に引き続き、17 億 3,200 万ドル(対前年比 56.0%増)と高水準で推移し 1989 年度には 8 億 800 万ドルと減少しているが、商事貿易業については依然として増加し、1988 年度で 4 億 5,400 万ドル(対前年比 56.0%増)、1989 年度で 5 億 4,400 万ドル(同 19.8%増)となっている。新規外資企業の設立/参加は再び最高記録となり、1988 年度は 747 社、1989 年度は 843 社と急速に伸びている。

3)1980年代全体の外資系企業の進出状況(マクロ的視点)

2)、3)で俯瞰した1980年～1989年の外資系企業の進出状況を、1979年の外為法改正の影響という観点から、マクロ的視点に立ち、以下に製造業、非製造業に分けた上でマクロ的視点に立った整理を行う。

1980年代に入ると、製造業に関する対日直接投資は、飛躍的に増加した。1981年度以降の製造業の業種別・金額ベースの対内直接投資の推移に関しては、製造業合計で1976年度～1980年度は10億9,200万ドルだったものが、1981年度～1985年度で23億5,900万ドル(対前期間比116%増)、1986年度～1990年度で70億9,200万ドル(同200.6%増)と大幅に増加している。特に目立つのは、電機、自動車を含む機械と医薬品を含む化学。1979年度までは金額が大きかった石油は1986年以降、食品を下回っている。金属は大きく伸び、紡績、ゴム・皮革製品、ガラス・土石製品(主としてセメント関連)も1979年度以前よりは増加している。

非製造業に関しては、1979年度の外資法廃止までの水準は低かったが、1981年度に入ると、非製造業の対内直接投資も飛躍的に増加した。1981年度以降の非製造業の業種別・金額ベースの対日直接投資の推移をみると、非製造業合計で1976年度～1980年度は3億8,700万ドルだったものが、1981年度～1985年度で10億5,900万ドル(対前期間比173.6%増)、1986年度～1990年度で49億3,900万ドル(同366.4%増)と大幅に増加している。1989年度には、製造業を上回る直接投資の流入が非製造業にあった。これは、いわゆる日本のバブル期と一致しており、建設・不動産業、金融・保険業での増加が目立つ。

第4章 対日直接投資自由化の歴史の補足説明

(1)対日直接投資のマクロ的動向に関する補足説明

1950年代は証券投資(証券市場を通じた、経営参加を意図しないもの)、直接投資(経営参加を意図するもの)いずれも低水準であったが、1960年の外資導入規制緩和の実施、1961年の新たな外資導入緩和措置(対日証券投資の規制緩和を目的)を受けて、証券投資、直接投資ともにより増加傾向となった。

1967年以降の対日直接投資自由化を受け、以後「証券投資」が1967年以降に増勢に転じていく。資本自由化の開始とほぼ並行して、持続する高度成長のなかで日本企業の信用が高まり日本企業の株式の将来性が買われたことや、日本企業の株式が相対的に安価であるという認識が強まったこと、国際金融不安に起因する円資産の選好もその背景にある。

なお、「経営参加」が増勢に転じるのは、市場経由の株式取得の増勢に遅れたものの、自動車自由化、第4次自由化が行われた1971年以降で、同年に1億ドルを超え、外資法廃止の1979年に大幅に増加している。

(2)1960年代から1980年代までの対日直接投資の推移(業種別)に関する補足説明

製造業に関する対内直接投資は、1956年度～1960年度は合計で6,200万ドルだったものが、1961年度～1965年度で1億6,800万ドル、以下、5年累積で1966年度～1970年度で2億7,100

万ドル(対前期間比 61.3%増)、1971 年度～1975 年度で 6 億 9,600 万ドル(同 156.8%増)、1976 年度～1980 年度で 10 億 9,200 万ドル(同 56.9%増)と大幅に増加している。

このうち急増しているのは、1971 年度と 1979 年度。前者は自動車自由化によるもので、機械関連だけで 1 億 5,100 万ドルもの対日直接投資となっている。後者は外資法廃止によるものであり石油関連産業に集中している。業種間の比較をすると、電機、自動車を含む機械と医薬品を含む化学、石油に集中し、紡績、ゴム・皮革製品、食品が非常に少なく、金属、ガラス・土石製品(主としてセメント関連)も少なくなっている。

(3)1960 年代から 1980 年代までの対日直接投資の推移(地域別)に関する補足説明

1960 年代以降、一貫して米国系外資による対日直接投資が多く、欧州系全体と比較しても 1980 年代に至るまで米国 1 国だけで欧州系合計の倍以上の水準になっている。

1980 年代半ば以降は、欧州系によるものも増加し、1990 年度には、初めて、欧州全体の直接投資額が米国を上回った。なかでも、オランダ、西ドイツ、スイスの増加傾向が目立つ。また、外資比率 50%以上の企業(既に日本にある外資系企業)による再投資等も、1980 年代後半に急速に伸びている。

第2部 対日直接投資自由化の経験から得られる知見と、対外直接投資の視点に立った知見

第1部で対日直接投資の歴史的経緯を俯瞰してきた。以下においては、そこから得られる知見をまとめるとともに、日本からの対外直接投資に関し簡略に俯瞰するとともに、日本の経験から得られる知見を導出する。

具体的には、日本からの対外直接投資の状況を、1970年代の規制緩和時代以降、2003年までにわたり産業別トレンド、地域別トレンドを整理した上、主要な製造業における事例、直接投資受入国の状況、日本の現地生産の推移、中国へのシフトなど、日本を取り巻く貿易構造の変化と直接投資との関係について分析する。

対外直接投資は、1970年前後に始まり、1980年代に入り急速に増加、非製造業が中心だったものが製造業に広がりを見せ、米国中心だったものが欧州にも広がった。

この対外直接投資は、貿易摩擦を回避する役割を持つと同時に、間接的には投資受入国の輸出を増やすなどグローバル・レベルの経済の活性化につながる。

日本は、対外直接投資のメリットを活かし発展してきたが、自国の経済成長だけでなく直接投資受入国の産業の発展のためにも貢献してきたといえる。これらの経験は、今後、日本と同様にグローバル経済の中核としての責任を担うであろうAPECの新興市場エコノミーにとって、参考になり得ると考えられる。

第1章 「順序づけ(sequencing)」およびフレキシブルな対応の重要性

政府レベルでの「対内直接投資自由化」の枠組みをつくった上で、各時点での経済情勢を判断しつつ、フレキシブルかつ段階的に「対内直接投資自由化」の実践を図ることが最重要の課題となる。

1960年代から1980年代にかけての「対日直接投資」の歴史そのものが「順序づけ(sequencing)」を重視し段階的に進められてきたものであるが、ここでは、1967年から1973年にかけて行われた第1次から第5次にわたる「資本自由化」に焦点を当てたい。

日本が1964年、IMF8条国に移行し、OECDに加盟した結果、国際収支を理由として、原則的には、対外送金の規制を行えなくなり、また、GATT加盟以降は、米国をはじめ世界各国から以前にも増して資本取引の自由化を迫られることとなった。

こうした情勢を受けて、1967年、まずは、その大枠づくり、および国内・外への「対日直接投資促進」を目指す政府のスタンスの明確化という意味で、外資審議会での議論を経て閣議において「対内直接投資等の自由化について」が決定され、資本自由化を具体的に進める上での枠組みやスケジュールを示した「自由化措置(Liberalization Measures)」のほか、「わが国企業の競争力を強化し、外資の攪乱的行動を防止する対策」である「自由化対策(Liberalization Countermeasures)」が示された。

政府の「対日直接投資促進」とのスタンスを実行に移す手段として、第 1 次資本自由化(1967 年)から第 5 次資本自由化(1973 年)までが、6 年間をかけて行われた。そのなかにおいては第 1 類自由化業種・第 2 類自由化業種への分類、各産業の発展状況・国際競争力等を勘案した自由化業種指定、最重要産業の 1 つとして位置づけられていた自動車産業に関する別枠での資本自由化など、きめの細かいフレキシブルな対応がなされた。

この「資本自由化」の諸措置の結果、製造業の業種別・金額ベースの対日直接投資の推移については、製造業合計で 1956 年度～1960 年度は 6,200 万ドルだったものが、1961 年度～1965 年度で 1 億 6,800 万ドル、以下、5 年累積で 1966 年度～1970 年度は 2 億 7,100 万ドル(前期間比 61.3%増)、1971 年度～1975 年度は 6 億 9,600 万ドル(同 156.8%増)、1976 年度～1980 年度で 10 億 9,200 万ドル(同 56.9%増)と大幅に増加している。

なお、非製造業に対する外資系企業の進出は、1979 年の外為法改正(外資法廃止)までは低い水準にとどまり、その後、急増することとなった。

第2章 直接投資受入れによる受入国の産業の発展の可能性

直接投資を受け入れることにより、直接投資受入国は、国際優良企業の先端技術の移入、自国の特定産業の強化などを通じて、産業を発展させることが可能となると考えられる。

(1)高度な技術、高い生産効率性の受け入れという視点

まず、技術移転に関しては、知識ストックの水準が高い産業、輸出競争力を持つ企業、生産性や技術力などの固有の優位性を持つ企業が、対外直接投資を拡大させているとの結果が多くの実証研究で示されているとの指摘がある(石川智久「空洞化が雇用・設備投資に与える影響について(高付加価値化は空洞化対策になるのか?)」『JCER REVIEW』VOL.50 (2003.10)・(社)日本経済研究センター)。

直接投資受入国の側から換言すれば、直接投資により、結果的に生産性の高い、技術力のある産業あるいは企業を受け入れることになり、自国への技術移転や生産性の高い産業の育成が期待できることになる。

例えば、ASEAN や NIES の国・地域では、DVD プレーヤーなどに代表される映像系の電機製品が、アナログ製品からデジタル製品へと移行するなかで、システム LSI(大規模集積回路)などの製造技術の供与を日欧米の直接投資国から受けている。

また、マレーシアにおける DVD プレーヤー製造の際に、日系電機メーカーが地元半導体メーカーにシステム LSI の製造技術供与を行った例や、同じく日系自動車メーカーがマレーシアの現地企業に高レベルの技術が必要となるエンジンに使う部品の一部の技術移転を行った例など、先端技術の移転の例は多くみられる。

現地企業への技術移転の進捗状況に関する調査においては、アジア 10 カ国・地域への技術移転の程度を知るために、日本および欧州の親会社ならびに在アジア現地子会社にアンケート調

査および現地でのインタビューが行われている。その結果、本調査では以下の評価がなされている(手島茂樹「海外直接投資を通じたアジアへの技術移転が経済開発に及ぼすインパクト(日本企業と欧州企業へのアンケート調査にもとづく)『開発金融研究所報・第8号』2001年11月 国際協力銀行)。

日本企業は、「製品および生産プロセス」ならびに「効率的な生産システム」についてのアジア10カ国への技術移転には、比較的前向きである。

在アジア子会社の「マーケット・シェア」、「製品在庫日数」、「労働災害発生率(の減少)」、「従業員一人当たり生産高」、「従業員一人当たり付加価値」、「納期の確実性」に関する当初の目標は相当程度達成されている。

関連する現地企業に対する在アジア10カ国子会社からの直接的・間接的技術移転も順調で、現地企業の「品質」「納期」「技術能力」「経営意識」といった面で改善がみられた。

当該調査においては、技術移転に加え、効率性、安全性、生産性の向上など経営ノウハウも移転されていることが示されている。

(2)受入国の特定産業の強化・発展という視点

次に自国の特定産業の強化については、例えば、タイの自動車産業における日系自動車メーカーの集積度の高さが指摘されている。タイ政府は外資系自動車関連メーカーの自国への進出に積極的な支援を行うなど、外資系企業に対する環境の整備に力を入れている。その結果、外資系自動車関連メーカーの現地調達比率が上がり、タイのピックアップ・トラックの輸出拠点としての地位が確立した後、部品生産の現地化がさらに進み、乗用車を含め本格的に輸出産業化する潜在力も高まるなど対内直接投資誘致での競争力が強化されている。

実際に、日本の自動車産業の2003年の海外生産は、アジアと欧州で増加しているが、アジア地域については、前年比26.3%増という大きな伸びをみせ(欧州の伸びは同16.1%増)、日系自動車メーカーの海外生産全体に占めるアジアの割合は31%から35%に増加した。また、アジア地域のなかで、タイにおける日系自動車メーカーの生産台数の増加率は対前年比33%と高水準を示している。

日系自動車メーカーが、タイを中心に東南アジアで最適生産体制の構築を図った背景には2003年に発効したAFTA(ASEAN自由貿易地域)がある。日系自動車メーカーおよび部品メーカー各社ともに、早い段階からこれに対する対応を進めてきたことが、直接投資受入国における産業の集積につながっている。

受入国の産業強化の事例としては、ASEANにおける電機産業が挙げられる。1995年の電機産業におけるホスト国における総雇用における日系現地法人による業種別の雇用のシェアをみると、電機産業では、シンガポール38.77%、インドネシア37.27%、フィリピン38.04%、マレーシア28.18%、同様に、輸送機器産業では、インドネシア34.33%、マレーシア30.89%とかなり高いものになっている(深尾京司・豊永真美(1998)「アジア進出日系企業の日本・アジアに及ぼす影響」『アジア大の産業構造政策に関する調査研究』(財)国際貿易投資研究所)。

直接投資の受け入れが、直接投資受入国への技術移転や特定産業の強化になぜ結びつくかについては、以下の指摘がある。1990年代後半以降の日本の電機産業の海外進出において、有力企業は、いったん進出した場所を動くことなく、事業を継続し、さらには拡張していることが顕著である。その要因は、部品の現地調達を進めコスト上昇を防ぐ、追加投資により海外現地生産に移行させる製品や工程をより高度なものに変化させ、生産拠点も次第に高度な生産を行えるようにするとともに、進出地域間の相互補完性を拡大するというスタイルにある(島田克美『概説海外直接投資』(1999)学文社 P.236・P.240)。

直接投資は、企業の持つ経営資源、研究開発によって蓄積された技術知識ストックや、広告活動によって蓄積された販売ノウハウ等を伴った国際資本移動と定義できることから、電機産業に限らず、他の産業、あるいは日本以外の国・地域の産業でも、このようなスタイルを取り得るケースは十分考えられ、直接投資受入国においては技術移転および産業の発展が着実に進んでいると思われる。

(3)直接投資受け入れによる受入国の産業の発展に関する提言

- 1)直接投資を受け入れることにより、直接投資受入国は、国際優良企業の先端技術の移入を受けることができる。直接投資は、輸出と異なり直接投資受入国に工場をつくる設備投資などにコストがかかる。このコストをかけてでも海外に拠点を置こうとする産業、企業は、知識ストックの水準が高い産業、輸出競争力を持つ企業、生産性や技術力などに優位性を持つ企業に限られる。直接投資受入国の側からみると、そのような産業あるいは企業を受け入れることにより、自国への技術移転や生産性の高い産業の育成が期待できることとなる。実際に、先述の調査(アジア 10 カ国に進出している企業へのアンケートおよびインタビュー調査)でも日本企業は、「製品および生産プロセス」ならびに「効率的な生産システム」についてのアジア 10 カ国への技術移転に前向きであり、在アジア子会社の効率性、安全性、生産性などが向上し、技術移転も順調で、現地企業の品質、技術能力などが改善されていることが報告されている。
- 2)直接投資を受け入れることにより、直接投資受入国は、自国の特定産業の強化が可能となる(タイの自動車産業、ASEAN 諸国の電機産業や輸送機器産業の事例)。
また、直接投資による事業が継続、拡張し、海外現地生産化に移行させる製品や工程、生産拠点の高度化も期待でき、直接投資を積極的に受け入れることは、直接投資受入国の産業の発展に寄与し得るといえる。

第3章 直接投資受け入れによる受入国の投資・貿易の拡大および高度化

(1)直接投資受け入れによる受入国の投資・貿易の高度化という視点

1997年に日本を襲った金融システム不安は国内経済に深刻な影響を与えたものの、通貨危機にまで進展しなかった。要因としては、日本が着実に資本自由化政策を展開していたことに加え、

1980年代前半以降は経常黒字傾向が定着し、海外諸国の円に対する信認が確立されていたことが挙げられる。一方、同じ1997年にアジア諸国が相次いで通貨危機に見舞われた根本要因として、不適切な資本自由化策が短期資本流入に依存する経済体制をつくりあげたことを指摘できる。各国経済の先行きに関する不安は短期資本の急激な流出を引き起こし、それが不安を現実化するという悪循環に陥ったのである。

短期資本には、ポートフォリオ投資と、内容がほかと分類できない短期資本が含まれる。タイの通貨危機においては、ポートフォリオ投資が1993年からやや増加したが、圧倒的に増えたのは内容がほかとは分類できない短期資本であり、多分に投機的な性格を持つ資金であった。これが国内の金融機関に過剰に融資され、不動産投資などに向かい、バブル経済を引き起こす要因となった。バブル経済の崩壊に際し、そもそも資本流入でかろうじて総合収支黒字を保っていた状況下で、一斉にこの短期資本が海外に引き上げられたため、外貨準備高の不足、国際収支の悪化を招き、対外債務の支払いに窮し、通貨危機に陥ったのである。

一方、中長期の直接投資は海外企業の現地生産設備への投資に回るものであり、工業化を押し進め、生産物の輸出により直接投資受入国の外貨準備高を増大させ、国際収支を安定させる効果があるため、アジア危機の再来のリスクを軽減するものであるといえる。

しかしながら、直接投資を増やすには時間がかかり、短期的に拡大させることは難しい。それは熟練労働者の供給や工場用地の供給、工業インフラの整備などが必要になるからであり、従って、直接投資の受け入れには長期的な視点が必要である。

(2)直接投資受け入れによる受入国の貿易の拡大および高度化という視点

直接投資の受け入れには、外貨準備高の増大、国際収支の安定に加え、自国の貿易拡大の効果もある。

アジアにおける日本企業の進出目的は、1980年代初めまでは主に日本国内市場向け製品の生産にあったが、1980年代半ばから現地消費・輸出志向の生産が増加した。1990年代に入って現地生産化がさらに進み、現地における生産組織のネットワークが再編され、競争の激化したアジア市場への浸透が強化された。現地生産化は当初 NIES が中心であったが、NIES の人件費の上昇に伴い、次第に ASEAN にシフトしていった。日本からの直接投資額も1991年度以降は ASEAN が NIES を上回っている。

1984年度から1993年度の10年間の NIES に対する日本の平均直接投資は23億7,000万ドル、ASEAN に対するものは19億5,300万ドルだったが、1994年度から2003年度の10年間でみると、NIES の26億3,800万ドルに対し、ASEAN が33億1,200万ドルと ASEAN が NIES を上回っている。

直接投資により建設された現地工場で生産した製品は、現地の市場で販売するだけでなく、日本、欧米にも輸出され、結果、日本からの材料・部品輸入と日本・欧米への部品・製品輸出が増加することになる。このように直接投資は貿易誘発効果を持っている。かつては輸入、輸出ともに日本の貿易に占める対米貿易の比重が圧倒的に高かったが、現地生産化の進展に伴い次第

に NIES、ASEAN、中国などの東アジアとの貿易に比重を移し、かつ多様化していった。

直接投資が貿易に与える影響については、米国、日本、ドイツなど主要な投資国で、貿易と直接投資との関係の研究の蓄積が進んでいる。

多くの産業においては、海外子会社の活動と当該地域への輸出に正の相関があるとの推計結果や、アジアでは海外生産と輸出は正の相関があるとの見解が示されている(乾 友彦「日本企業による東アジアへの直接投資と貿易構造」『わが国の国際収支における中長期的な分析』(2002年 3 月)・(財)財政経済協会・財務省委嘱調査)。ここでは、直接投資が貿易に与える効果は直接投資が何を目的として行われるかによって違いが生じるとし、垂直的分業のために対外直接投資を行う場合は、中間財を輸入して完成品を現地で生産するケースが多いため、現地生産と輸出が同時並行的に行われる可能性が高いとされ、水平的分業のために対外直接投資を行う場合は、現地生産が輸出を代替する可能性が高いとされている。日本企業の海外子会社の活動が、当該子会社の親企業の輸出(その子会社が立地する外国への輸出)総量にどのような影響を与えるかについての実証分析(Lipsey, R., Ramstetter, E. and Blomström, M. (2000), "Outward FDI and Parent Exports and Employment: Japan, The United States, and Sweden" NBER Working Paper 7623)においては、多くの産業において、海外子会社の活動と当該地域への輸出に正の相関があるとの推計結果が得られていることが紹介されている。また、電機産業に限定した企業レベルのデータに基づく地域別[アジア、欧州、北米(米国、カナダ)]の海外生産(ここでは、活動規模を示す指標として海外従業員数を採用)と各地域における輸出との関係の推計(深尾京司・程勲(1997)、「日本企業の海外生産活動と貿易構造」、浅子和美・大滝雅之編『現代マクロ経済学』、東京大学出版会)においては、アジアでは海外生産と輸出は正の相関があるとしていることを紹介している。

同様に、東アジア向けの日本の直接投資の貿易に与える影響の分析(小池良司「わが国直接投資と日本・東アジアの貿易構造」『金融研究』2004.10 日本銀行金融研究所)によると、そうした影響は、業種ごとに異なり、電気機械や一般・精密機械については、直接投資は貿易へのプラス効果があるのに対し、繊維では効果が小さく、輸送用機械、化学、金属・同製品では有意な効果が見られないという結果を示している。

直接投資の受け入れは、貿易拡大の効果があるが、貿易の質を高める効果もみられる。直接投資を行う企業は、現地生産工場の設備や機能を高め、次第に高付加価値製品に生産を移行させるケースが多く、このため、貿易構造も直接投資の初期段階は低付加価値工業製品の輸出であるが、次第に高付加価値工業製品の輸出へと移行していく。

例えば、日系精密機械メーカーは、2000年頃から日本で生産していた高級機種を次第にタイに移し始めている。従来は、日本で高級機を生産し、タイで低級機を製造するという縦割りの棲み分けを行っていたが、製品によっては次第に高級機をタイで生産・輸出していく方向にある。

また、日系電機メーカーがタイにAV(音響・映像)機器の販売会社を設立するなど高付加価値機種について東南アジアで生産するとともに、東南アジア諸国の国内市場を開拓しようとの動きも1990年代の初頭から出始め、域内貿易の質の高度化がみられる。

日本の米国への対外直接投資は、1970年代後半から活発化したが、これらの動きの背景には日本と米国との間で深刻化していた貿易摩擦の問題があった。特に、電機、輸送機関連産業では、企業が国内で生産して輸出するだけでは採算がとれなくなり、その解決策として米国内に工場を設け販売することが効果的との判断をしたことによる。結果、貿易摩擦の緩和につながった。

直接投資による現地生産は輸出拡大効果があるため、直接投資受入国は、輸出先との貿易摩擦の問題に直面する可能性があり、その場合、輸出代替のための直接投資、現地生産を余儀なくされることもあり得る点は、留意すべきである。

(3)直接投資受け入れによる受入国の投資・貿易の拡大および高度化に関する提言

1)1997年のアジアにおける通貨危機のような事態を阻止するためには、適切な対内直接投資自由化策とともに短期資本の流入・流出の監視が必要であるが、外貨準備高を増大させ国際収支を安定させる効果を持つ直接投資の直接投資受け入れも、危機リスクを軽減する観点から重要である。

その際、直接投資の受け入れには、熟練労働者の供給や工業インフラの整備などが必要なため、長期的な視点が必要である。

2)直接投資の受け入れは、自国の貿易拡大の効果もある。アジアに進出した日本企業は日本国内市場向け製品の生産から始まり、徐々に現地消費・輸出志向の生産へと転化していく。また、日本からの材料・部品輸入と日本・欧米への部品・製品輸出も増加し、貿易を拡大させた。対米貿易の比重が圧倒的に高かった日本の貿易は、現地生産化の進展に伴ってNIES、ASEAN、中国などの東アジアとの貿易の比重が高まり、多様化が進んでいった。直接投資が貿易に与える影響については、投資国で研究が蓄積しており、多くの産業における海外子会社の活動と当該地域への輸出との相関があることや、海外生産と当該地域からの輸出との正の相関、電気機械や一般・精密機械の分野における直接投資の貿易に及ぼすプラスの効果などにつき実証されている。

3)直接投資の受け入れは、貿易拡大効果に加え、その質を高める効果もある。直接投資を行う企業は、現地生産工場の設備や機能を高め、次第に高付加価値製品に生産を移行させるケースが多くみられる。日系の精密機械メーカーや電機メーカーなどが高付加価値機種を東南アジアで生産し海外へ輸出する動きも出ている。

第4章 直接投資誘致政策の具体例とその有効性の検証

(1)直接投資誘致政策の事例紹介とその有効性の検証

直接投資受入国は、国際優良企業の直接投資を誘致すべく、さまざまな優遇措置や誘致のためのPR活動を行っており、その効果も認められている。しかし、直接投資の誘致は各国間で競合している側面もあり、国際的な趨勢となっている「貿易・投資の自由化」を踏まえた上での優遇措置など、従来の誘致策とは異なる工夫も必要となっている。

最初に、国際優良企業の直接投資の誘致に関するいくつかの事例を紹介する。

日本の北米向け直接投資は 1978 年度以降に 10 億ドルの大台を突破し、それ以降も順調に拡大を続けた。これは米国の景気拡大や円高による投資コストの低減が投資誘因として働いたこと、貿易摩擦を背景に日本企業が現地生産体制の強化を図ったことが要因である。しかし、同時に、当時、米国の各州において活発な日本企業誘致の動きがあったことを見逃すことはできない。

アジアの場合でも、フィリピンは、1998 年に米国のフォードが自動車の組立工場を進出させる際に、所得税の減免など特例的な投資優遇策を打ち出した。また、例えば半導体ウエハーメーカーに業種別的に絞って誘致するなどの努力を行っている。

日本のフィリピンに対する直接投資額は、この政策がとられた 1998 年度は、3 億 8,100 万ドルであったが、1999 年度は 6 億 3,700 万ドルと増加したほか、2001 年度には 7 億 9,100 万ドルと過去最高水準になった。

タイでも 1995 年頃に自動車産業など、日系企業の事業拡大に伴って部品メーカーが進出すると同時に、鉄鋼などの素材産業による投資も目立ったが、背景にはタイ政府が日本に投資誘致ミッションを派遣して投資説明会を開くなど、企業誘致のための地道な努力がなされていた。

日本のタイに対する直接投資額は、この政策がとられた頃の 1995 年度は、12 億 4,000 万ドルであったが、1996 度は 14 億 300 万ドルと増加したほか、1997 年度には 18 億 6,700 万ドルと過去最高水準になった。また、日本のタイの輸送機向け投資(業種別対外直接投資実績・円表示)は、1995 年度は 119 億円だったが、1997 年度に 546 億円と大幅に増加した。

このように、直接投資誘致策は多くの国で実施されているが、日本からの直接投資額の推移を見る限り、かなりの効果が出ていると考えられる。

なお、直接投資を行う主体は国ではなく企業であるため、誘致活動に当たっては広く海外の有力企業に投資メリットが伝わるような工夫が必要である。また、直接投資誘致策は多くの国で実施されているが、大事なことは継続して行うことである。

日本の対外直接投資額の 1994 年～2003 年累積投資額を、その前の 10 年間と比較すると、電機産業 2.3 倍、輸送機産業 2.6 倍(製造業で 1.9 倍、全産業で、1.3 倍)と、電機、自動車の伸びが突出しているが、この 2 つの産業は、垂直分業から水平分業、産業間分業から産業内分業を経て、企業内分業まで取引が拡大するなど国際分業が進んでおり、他の産業に比べ現地生産が比較的、浸透しやすいため、直接投資受入国の積極的な支援や環境整備により呼び込むことができると考えられる。が、逆にいうと直接投資受入国間の誘致競争や労働コストの対比を含め、より競合が激しくなっているととらえられる。

日本において対外直接投資が盛んなこの 2 つの産業における再投資の受け入れや産業の集積化のため、更なる支援や環境整備を継続することも重要であるが、それに加えて新たな産業の誘致についても検討を加えることも、今後、直接投資受入額を拡大していくには重要である。

例えば、日本の機械産業の 1994 年～2003 年累積投資額は、その前の 10 年間に比べ 1.3 倍と、元々、電機産業、輸送機産業に比べ累積投資額が少く、伸びも低調となっている。特に、工作機械業界は、自動車や電気・電子産業と比べ、消費地での現地生産は遅れている。日本の場合も、

海外生産拠点はそれほど多くなく、主たる生産拠点はまだ日本国内である。こうした状況の要因としては、大量生産よりもユーザーの要求に応じて修正を加えるなど、オーダーメイド的な特徴があり、かつ機械の調整・仕上げには熟練技術が必要で、労働者の十分な教育が行われなければ海外で同じ品質のものをつくれない事情があるためである。

このような産業の誘致は電機産業、輸送機産業に比べ難しいが、逆に競合が少ないため、政策的なレベルで推進していく意義があるとも考えられる。例えば、国民の教育水準を引き上げ、熟練工の育成を行うなどして、時間をかけ投資受入れの基盤を構築するという方法も一案である。

また、製造業だけでなく非製造業の誘致についての検討も重要である。非製造業は製造業と異なり生産物の国際輸送が困難で、外資系企業は消費国に直接生産拠点を立地する必要がある。相対的に労働コストが高い国、あるいは、高くなりつつある国では、外資系企業の製造工場の誘致の競争力が落ちるので、非製造業の誘致の方が相対的には行いやすい。

このように直接投資の誘致には、各国の特色・強みを活かした工夫も必要である。

(2)直接投資誘致政策に関する提言

- 1)直接投資受入国の国際優良企業の直接投資誘致策やPR活動は、かなりの効果が出ている。日本の北米向け対外直接投資の拡大の背景には、米国の各州における活発な日本企業誘致の動きがあり、1980年代後半からの、日本のNIES、ASEAN向けの対外直接投資の増加の背景にもアジア各国における企業誘致政策の存在があった。直接投資の誘致策には効果があるため、広く海外の有力企業に投資メリットが伝わるような工夫や継続的な実施が必要である。
- 2)最近の日本の対外直接投資額の伸びは、電機産業、輸送機産業が圧倒的に高い。それは、これらの産業では国際分業の進展により現地生産が浸透しやすいことが要因となっている。しかし、直接投資受入国間の競合が激しくなっており、再投資の受け入れや産業の集積化のための支援や環境整備の継続とは別の視点として、新たな産業、例えば機械産業の誘致についても検討を加えることも重要である。このような産業の誘致は困難である反面、競合は少ないため、熟練工の育成を行うなどの工夫により、時間をかけ誘致していくことが考えられる。また、製造業だけでなく非製造業の誘致についての検討も重要である。相対的に労働コストが高い国、あるいは、高くなりつつある国では、国際優良企業の製造工場の誘致での競争力が落ちてくるので、非製造業の誘致の方が相対的には行いやすくなる。

以上、日本の対外直接投資の現状等の分析結果を基に、APEC新興市場エコノミーを念頭に
行い得ると考えられる提言を整理し、併せて、直接投資の受け入れは、国際優良企業の先端技術の移入などにより産業の発展に寄与すること、短期的な資金の流出・流入によるリスクを軽減すること、貿易を拡大させ、質を高める効果があることを指摘した。それぞれの提言は、国・地域によって資本自由化の進展状況が異なるなどの状況を踏まえれば、汎用的なものにとらえること

はできないが、日本が歩んできた規制緩和時代以降の対外直接投資の推移や諸外国との貿易・資本取引の推移などは、これからのAPEC新興市場エコノミーの政策等の参考にすることが可能と考えられる。

ここで述べたように、直接投資の受け入れのメリットは多いため、各国ともに適切と考えられる「順序」で資本自由化に前向きに取り組むことに大きな意味がある。同時に、すでに欧米諸国、日本などの先進国においては、優良な外国企業からの資金流入の競争の時代に入っている。

自国を外資系企業にとって魅力ある市場としていく努力が望まれる。

参考文献

- MSK 基礎研究所(2002)「対日直接投資増加の理由と日本経済にもたらす影響に関する調査(続編)」平成 13 年度内閣府委託調査
- 青木健(2003)「東アジアのダイナミズム導入の可能性」『季刊・国際貿易と投資』No.52
- 荒巻 健二(2004)「資本取引自由化の sequencing 日本の経験と中国への示唆」『開発金融研究所報』11 月・第 21 号
- 有沢広巳監修(1994)「昭和経済史[上]」日本経済新聞社日経文庫
- 有沢広巳監修(1994)「昭和経済史[中]」日本経済新聞社日経文庫
- 有沢広巳監修(1994)「日本産業史[1]」日本経済新聞社日経文庫
- 有沢広巳監修(1994)「日本産業史[2]」日本経済新聞社日経文庫
- 石川智久(2003)「空洞化が雇用・設備投資に与える影響について 高付加価値化は空洞化対策になるのか?」『JCER REVIEW』VOL.50 (2003.10)、(社)日本経済研究センター
- 伊藤恵子・深尾京司(2003)「対日直接投資:事業所・企業統計調査個票データにもとづく実証分析・2003 年 2 月改訂」RIETI Discussion Paper Series 03-J-004
- 乾 友彦(2002)「わが国の国際収支における中長期的な分析・2 日本企業による東アジアへの直接投資と貿易構造」財務省委嘱調査、(財)財政経済協会
- 岩見元子、松木淑子、磯村宏、山口陽子(2004)「産業別直接投資動向(自動車、エレクトロニクス、化学、工作機械)」『海外投融資』(財)海外投融資情報財団
- 小池良司「わが国直接投資と日本・東アジアの貿易構造」『金融研究』2004.10 日本銀行金融研究所
- 国際協力銀行「開発金融研究所報(No.3・1999 年度わが国の対外直接投資届出数字の解説(速報)2000 年 7 月、No.7・2000 年度わが国の対外直接投資動向(速報)2001 年 7 月、No.12・2001 年度わが国の対外直接投資動向(届出数字)2002 年 9 月、No.17・2002 年度わが国の対外直接投資動向(届出数字)2003 年 9 月、No.20・2003 年度わが国の対外直接投資動向(届出数字) 2004 年 8 月)」 < <http://www.jbic.go.jp/japanese/> からダウンロード可 >
- 佐藤正明(2000)「自動車合従連衡の世界」文春新書
- 在日米国商工会議所(2003)「ゴール実現に向けて - 対日直接投資における政策提言書」在日米国商工会議所

財務省「財政金融統計月報・対内外民間投資特集(258号(1973.9)海外投資、305号(1977.9)対外民間投資、356号(1981.12)対外民間投資、380号(1983.12)対外民間投資、404号(1985.12)対外民間投資、428号(1987.12)対外民間投資、452号(1989.12)対外民間投資、476号(1991.12)対内外民間投資、500号(1993.12)対内外民間投資、524号(1995.12)対内外民間投資、548号(1997.12)対内外民間投資、560号(1998.12)対内外民間投資、572号(1999.12)対内外民間投資、584号(2000.12)対内外民間投資、596(2001.12)対内外民間投資、608号(2002.12)対内外民間投資、620号(2003.12)対内外民間投資、632号(2004.12)対内外民間投資)」<<http://www.mof.go.jp/>からダウンロード可>

島田克美『概説海外直接投資』(1999)学文社 P.236 - P.240)

鈴木賢一(2003)「電気通信事業における競争政策(-情報通信審議会最終答申と電気通信事業法改正-)」調査と情報・第418号・国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 418

関口末夫(1999)「東アジアの通貨・金融危機と経済再建」『海外投資研究所報』99.3/4 日本輸出入銀行

高村寿一・小山博之編(1994)「日本産業史[3]」日本経済新聞社日経文庫

高村寿一・小山博之編(1994)「日本産業史[4]」日本経済新聞社日経文庫

竹内 宏(1989)「昭和経済史」筑摩書房

通商産業省(1991)「通商産業政策史8(第 期 高度成長期(1))」(財)通商産業調査会、通商産業政策史編纂委員会

通商産業省(1968～1992)「外資系企業の動向(第1回～第26回)」通商産業省産業政策局

手島茂樹(2001)「海外直接投資を通じたアジアへの技術移転が経済開発に及ぼすインパクト

日本企業と欧州企業へのアンケート調査にもとづく」『開発金融研究所報』11月第8号、国際協力銀行

東洋経済新報社(1992)「昭和財政史 11(昭和27～48年度)国際金融・対外関係事項(1)」大蔵省財政史室

東洋経済新報社(1992)「昭和財政史 12(昭和27～48年度)国際金融・対外関係事項(2)」大蔵省財政史室

東洋経済新報社(2001)「外資系企業総覧 2001」週刊東洋経済臨時増刊

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)「貿易・投資・国際収支統計(投資統計・日本の直接投資(報告・届け出ベース)長期データ(対外国・地域別 金額/件数 業種別 金額/件数、対内国・地域別 金額/件数 業種別 金額/件数))」<<http://www.jetro.go.jp/>からダウンロード可>

中村久人(2003)「グローバル小売企業の日本市場競争奪戦(その1)」東洋大学経営論集(第61号)

日経リサーチ(2004)「市場開放問題における対日直接投資に関する調査研究」平成15年度内閣府調査

平塚大祐(2002)「台頭するアジア諸国と岐阜県製造業のグローバル展開(第7章 グローバリゼーション時代の日系企業のタイ進出事例 アジア進出とは何か)」(財)岐阜県産業経済振興センター

- 広実 孝、黒瀬 誠(2003)「経済調査統計月報」中国電力経済研究センター
- 深尾京司・伊藤恵子(2001)「外資系企業の活動および市場集中度：事業所・企業統計調査個票データにもとづく3 桁業種別統計」ESRI Discussion Paper Series No.5
- 深尾京司・天野倫文(2004)「対内直接投資と日本経済」日本経済新聞社
- 深尾京司、細谷祐二(1999)「国際産業政策と多国籍企業」一橋大学経済研究所編『経済研究』第50巻1号、pp.54-67
- 深尾京司・豊永真美(1998)「アジア進出日系企業の日本・アジアに及ぼす影響」『アジア大の産業構造政策に関する調査研究』(財)国際貿易投資研究所
- 三橋規宏・内田茂男(1994)「昭和経済史[下]」日本経済新聞社日経文庫